

## 地域福祉に関する主な国の動向等について

現計画策定後の地域福祉に関する主な国の動向（抜粋）については、以下のとおりとなります。

今後、これらの国の動向を踏まえて、計画策定に向けた検討をしていきます。

### 1 厚労省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(平成 26 年)

社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を受けて生活困窮者への支援を行う生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月に施行されることを踏まえ、地域福祉を拡充していくことが重要であることから、計画の適切な部分に生活困窮者自立支援方策を位置づけるよう通知を出しました。

#### ■生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

- 1 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
- 2 生活困窮者の把握等に関する事項
- 3 生活困窮者自立支援のための各種支援の実施



#### 計画改定に当たって検討すべき事項

- 総合相談支援や権利擁護等、既存施策との連携策
- 生活困窮者を把握するために必要な情報の種類と把握方法
- 生活困窮者の自立支援の為の各種支援
- 生活困窮者支援を通じた地域づくり

## 2 生活困窮者自立支援制度の本格実施(平成 27 年)

近年、医療・介護・雇用保険をはじめとした社会保障制度や福祉サービスが充実してきた一方で、貧困や高齢、障害など様々な課題を抱え支援を求めている人からの相談が増加しており、生活に困窮しながらも、生活保護や他の制度の受給対象とならない制度の「狭間」にあたる人たちの増加が顕著となり、新たな対応が求められています。

これらの状況に対応するため国では、生活困窮者に対し、生活保護に至らないよう早期に支援を行うため、生活困窮者自立支援法が平成 25 年 12 月に制定され、それに基づく生活困窮者自立支援制度が平成 27 年度から本格実施されています。



### 3 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」について(平成 27 年)

新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームによって、平成 27 年 9 月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が出されています。

これは、従来の「高齢者」「障害者」「児童」など分野別になっていた社会福祉サービスから、互助・共助の取り組みを育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制(新しい地域包括支援体制)」として、分野を問わず包括的に相談・相談・支援を行えるような提供体制が必要であるという観点が打ち出されています。

また、これらの改革を通じて、「地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現」を目指すとしています。

#### ■ 検討の視点と改革の方向性

- 様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築
  - ・ 包括的な相談支援システムの構築
  - ・ 地域の実情を踏まえた支援の総合的な提供
  
- サービスを効果的・率に提供するための生産性向上
  - ・ 先進的な技術等を用いた効率化
  - ・ 業務の流れ見直し等を通じた効率化
  - ・ サービスの質(効果)向上
  
- 新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保
  - ・ 包括的な相談支援システム構築のモデル実施等
  - ・ 福祉分野横断的な基礎知識の研修
  - ・ 福祉人材の多様なキャリア形成支援・労働市場内で移動促進
  - ・ 潜在有資格者の円滑な再就業促進
  - ・ 介護人材の機能分化推進
  - ・ 多様な人材層からの参入促進

## 4 厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」及び「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(平成 28 年)

近年、福祉ニーズが多様化、複雑化する一方で、措置制度から契約制度への移行、多様な事業主体の参入など、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化してきています。

国では、社会福祉法人制度の改革と福祉人材の確保の促進に向け、平成 28 年に社会福祉法等の一部を改正する法律が一部施行となり、厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」と「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」が出されました。

これに伴い、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することによって地域社会に貢献する役割が求められています。

### ■社会福祉法

(経営の原則等)

第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

### ■「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」 要件の意義

#### ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

社会福祉法における公益事業とは、社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業であって、社会福祉と関連のない事業は該当しません。したがって、「地域における公益的な取組」は、社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される必要があります。

#### ②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

福祉サービスを受ける者としては、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」と規定されており、心身の状況や家族環境等の他、経済的な理由により支援を要する者が該当します。

#### ③無料又は低額な料金で提供されること

無料又は低額な料金で提供される福祉サービスとは、多様な事業主体が福祉サービスの実施主体として参入する中、法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置などの公的な助成が行われているものであり、高い公益性を有する特別の法人に求められる役割として、地域社会に積極的に貢献していくための事業等です。

したがって、当該取組は、直接的な費用が発生する事業等を行う場合、その費用を下回る料金を徴収して実施する事業、又は料金を徴収せずに実施する事業等が該当します。

なお、既存の制度の対象となり、公的な費用負担(※)がある場合は、無料又は低額な料金で提供する福祉サービスとはいえ、「地域における公益的な取組」には該当しません。



### 計画改定に当たって検討すべき事項

- 社会福祉法人との連携

## 5 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定(平成 28 年)

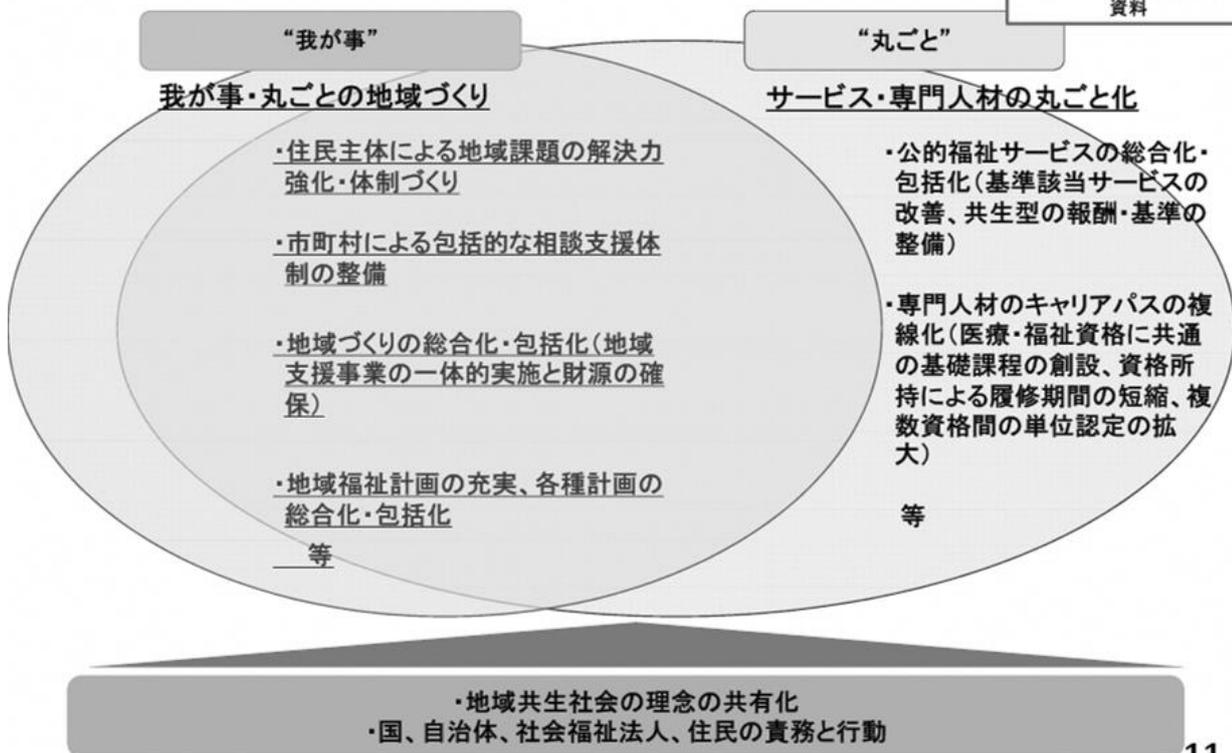
「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するという方向が示されました。

## 6 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置(平成 28 年)

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

### 「地域共生社会」実現の全体像イメージ(たたき台)

平成28年7月15日  
第1回「我が事・丸ごと」  
地域共生社会実現本部  
資料



11

※第1回地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会) 資料より

**参考資料**

(地域力検討会 28.10.4 の資料2より)

**各 制 度 の 変 遷 ( 続 き )**

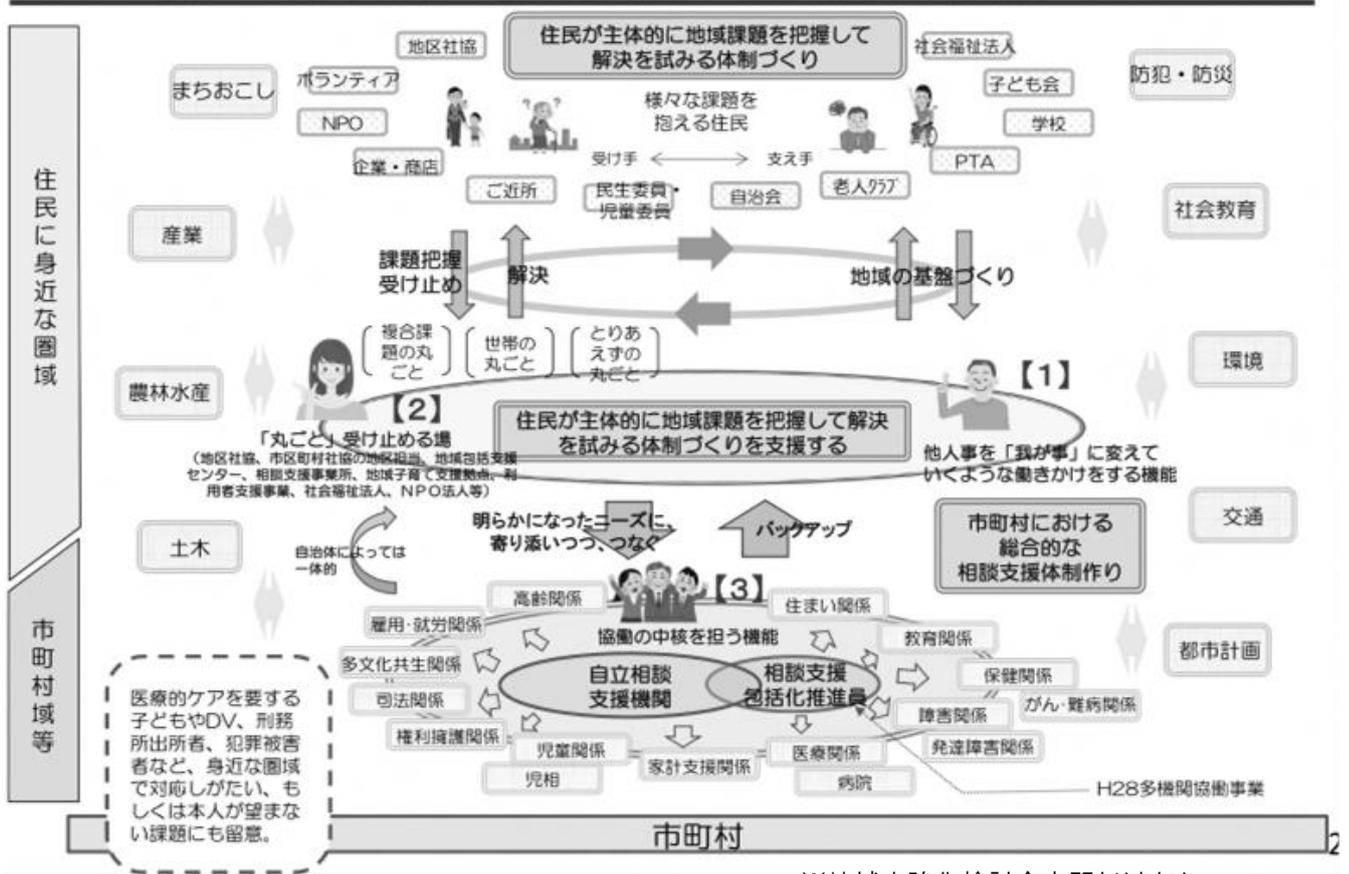
	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業
2012	改正介護保険法施行		子ども・子育て関連三法		↓ 報告書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括ケアシステムの推進</li> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設</li> <li>認定こども園制度の改善</li> <li>地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など)</li> </ul>		
2013	総合事業の創設	障害者総合支援法施行		生活保護法改正	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>難病患者等への対象拡大</li> <li>重度訪問介護の対象拡大</li> <li>共同生活介護の共同生活援助への一元化</li> <li>地域移行支援の対象拡大</li> <li>地域生活支援事業の追加</li> </ul>		生活困窮者自立支援法制定	
2014	医療介護総合確保推進法			<ul style="list-style-type: none"> <li>就労による自立の促進</li> <li>不正・不適正受給対策の強化</li> <li>医療扶助の適正化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ 介護保険法の改正 ]</li> <li>在宅医療・介護連携の推進</li> <li>生活支援サービスの充実・強化</li> <li>予防給付を地域支援事業に移行</li> <li>新しい総合事業の創設等</li> </ul>			施行	
2015	施行		施行	施行	社会福祉法改正
					<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人の地域貢献</li> </ul>
	新たな福祉の提供ビジョン				
2016		障害者総合支援法改正	母子保健法改正		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の望む地域生活の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代包括支援センターの法定化</li> </ul>		
	ニッポン一億総活躍プラン				
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置				

## 7 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)の開催(平成 28 年～)

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の下に「地域力強化ワーキンググループ」「公的サービス改革ワーキンググループ」「専門人材ワーキンググループ」が置かれています。これらの事項について具体的に検討を行い、実現本部における議論に資するため、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」が開催されることとなりました。

本検討会は平成 28 年度に 7 回、平成 29 年度に 3 回開催されており、地域力強化検討会「最終とりまとめ」が 9 月に公表されました。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



※地域力強化検討会中間とりまとめ



### 今回の計画に盛り込むべき事項

- 計画策定への関係者の意見の反映
- PDCAサイクルの明確化 など

## 8 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布(社会福祉法一部改正)(平成29年)

社会福祉法の一部改正では、地域住民が自ら、地域の様々な分野にわたる生活課題を把握し、その解決に向けて各種支援機関と連携しながら活動するということが、地域福祉の理念として掲げられました。

### 社会福祉法(抄)

#### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



#### 今回の計画に盛り込むべき事項

- 「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備 など

## ※地域包括ケアシステムについて

2025年には団塊の世代のすべてが後期高齢者となり、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加による老老介護や孤独死などが懸念されています。そのため、高齢者やその家族を地域で支え合う社会の実現が求められています。

そこで、2025年を目途に、重度な要介護状態となっても高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的・一体的に提供される地域包括ケアシステムを、地域の特性に応じて構築する必要があります。

### 地域包括ケアシステムのイメージ



### 地域包括ケアシステムの姿



(出典)平成 25 年3月 地域包括ケア研究会報告書より

## 9 東京都の動向

東京都では、平成 18 年に、福祉、保健、医療施策の基本方針となる、「福祉・健康都市東京ビジョン」を策定されたほか、各分野別の計画において、地域福祉支援計画の中で定めることとされている区市町村への支援や民間団体との協働など、地域福祉に関する考え方を示していることから、これまで地域福祉支援計画は策定されていませんでした。

その後、社会福祉法の改正等を受け、平成 29 年度中に「東京都地域福祉支援計画」を策定する予定となっており、東京都地域福祉支援計画策定委員会において審議されているところです。

なお、第 1 回東京都地域福祉支援計画策定委員会資料によると、都内の区市町村の計画策定状況は、52 自治体が策定済み、10 自治体が未策定となっています。



### 今回の計画に盛り込むべき事項

- 平成 30 年3月に「東京都地域福祉支援計画」が広報され次第、必要に応じて整合性を図る